

職員の働き方を見直し、仕事と家庭が両立でき、日常生活が充実されるよう努める。また、人材確保が難しい中、若年者の働き手確保ができるよう、体験会の実施や研修受け入れ等、職業訓練の推進を検討する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日

2. 内 容

・出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施

目標1：育児などによる退職者についての再雇用を図る。

<対策>

R2年4月～ 過去に退職した職員の調査を行う

R2年10月～ 退職者の再雇用を推進する

R3年4月～ 希望者の職場復帰研修を実施

・所定外労働の削減のための措置の実施

目標2：仕事と家庭を両立するため、所定外労働時間の削減を図る。

<対策>

R2年4月～ 各事業所の時間外の実態を把握する

R2年10月～ 各事業所の業務の見直しを行う

R3年4月～ 新しい業務内容を検討する

・年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

目標3：年次有給休暇を取得し生活の充実をはかる

<対策>

R2年4月～ 有給休暇の取得状況を把握する

R3年4月～ 有給休暇8日の取得を実施する

・若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ又は職業訓練の推進

目標4：インターンシップ、研修の受け入れを実施

<対策>

R2年8月～ インターンシップ、研修受け入れ体制の見直しをする

R2年10月～ 研修受け入れ実施の周知

R3年4月～ 研修受け入れの実施

令和2年3月11日